

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.9%
全職員	87.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	96.8%
課長相当職	96.7%
課長代理相当職	96.6%
係長相当職	98.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.6%
31～35年	93.7%
26～30年	94.1%
21～25年	94.0%
16～20年	89.8%
11～15年	85.0%
6～10年	91.3%
1～5年	94.5%

【説明欄】

・割合の算定に関しては、幼児教育職など女性職員の多い職種を含めしまうと算定に偏りが生じることから、一般行政職である行政職給料表適用職員（再任用職員を含む）を対象としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。